

第16章 国民年金

国民年金は、すべての国民を対象として、老齢・障害・死亡について年金を支給し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

国民年金のしくみ

1 被保険者

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所がある、20 歳以上 60 歳未満の人たちです。

被保険者は次の 3 種類となります。

(1) 第 1 号被保険者

日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の自営業者と、その被扶養配偶者・学生・フリーターなど。

(2) 第 2 号被保険者

厚生年金保険や共済組合の加入者

(3) 第 3 号被保険者

厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人たちです。

* 任意加入被保険者

- ・老齢（退職）年金の受給権者で 20 歳以上 60 歳未満の人
- ・海外に在住している 20 歳以上 65 歳未満の日本人
- ・日本国内に住所がある 60 歳以上 65 歳未満の人

* 任意加入被保険者の特例

- ・昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、日本国内に住所がある 65 歳以上 70 歳未満の人、または日本人で国内に住所がない 65 歳以上 70 歳未満の人（ただし、老齢基礎年金の受給資格を満たしている人を除く）

加入されると第 1 号被保険者として取り扱われます。

《加入状況》

(各年度末現在/単位：人)

区分 年度	第 1 号被保険者		3 号被保険者	合 計
	強制加入者	任意加入者		
平成 26	36,377	527	27,284	64,188
平成 27	35,311	508	26,862	62,681
平成 28	34,020	456	26,332	60,808
平成 29	33,155	425	25,963	59,543
平成 30	32,786	401	25,634	58,821

2 保険料

国民年金は保険料を 20 歳から 60 歳に達するまでの 40 年間、納めることになっています。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低 25 年間(平成 29 年 8 月からは 10 年)以上の保険料を納める必要があります。

第 1 号被保険者の保険料は年齢、性別、所得に関係なく全国一律です。

- ・ 定額保険料 平成 31 年 4 月から 1 か月 16,410 円
- ・ 付加保険料 (第 1 号被保険者で希望する人) 1 か月 400 円

保険料の納付については、平成 22 年 1 月から日本年金機構が納付書の送付、口座振替等の事務を行っています。

(1) 保険料の免除制度等

第 1 号被保険者の人(強制加入被保険者に限る)で、所得が低く保険料を納めるのが困難な人は、下記の 6 種類の免除制度等がありますので、国民年金の窓口へ申請してください。

① 全額免除

保険料を納付することが経済的に困難な場合に申請し、本人と配偶者、世帯主の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料の納付が免除されます。この場合、年金を受けるための資格期間には算入されますが、免除期間の年金額は 2 分の 1 (20 年度までは 3 分の 1) に減額されます。しかし 10 年以内であれば遡って保険料を納めること(追納)ができます。

② 4 分の 3 免除

保険料を全額納めることは難しいが、一部でも納めたい場合に申請し、本人と配偶者、世帯主の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料の 4 分の 3 が免除されます。この場合全額免除と異なるところは、免除期間の年金額が 8 分の 5 (20 年度までは 2 分の 1) となります。ただし、この制度は 4 分の 1 の保険料を納めないと未納として扱われます。

③ 半額免除

保険料を全額納めることは難しいが、半額でも納めたい場合に申請し、本人と配偶者、世帯主の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料が半額免除されます。この場合全額免除と異なるところは、免除期間の年金額が 4 分の 3 (20 年度までは 3 分の 2) となります。ただし、この制度は半額の保険料を納めないと未納として扱われます。

④ 4 分の 1 免除

保険料を全額納めることは難しいが、一部でも納めたい場合に申請し、本人と配偶者、世帯主の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料の 4 分の 1 が免除されます。この場合全額免除と異なるところは、免除期間の年金

額が8分の7（20年度までは6分の5）となります。ただし、この制度は4分の3の保険料を納めないと未納として扱われます。

⑤ 納付猶予制度

50歳未満の方が申請し、本人と配偶者の所得状況の審査の結果、承認を受けると保険料の納付が猶予されます。承認された期間は年金を受けるための期間には算入されますが、追納をしなければ年金額には算定されません。

⑥ 学生納付特例制度

学生で本人の所得が一定以下の場合、申請し承認を受けると保険料の納付を要しません。承認された期間は年金を受けるための期間には算入されますが、追納をしなければ年金額には算定されません。

3 給付の種類

国民年金では、全国民に共通する給付として、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を支給します。

また、第1号被保険者の独自給付として、付加年金、寡婦年金、死亡一時金を支給します。

(1) 老齢基礎年金

大正15年4月2日以降に生まれた人に適用されます。

保険料を納めた期間（保険料の免除期間を含む）が10年以上ある人が、65歳に達したときに受けられるのが老齢基礎年金です。

老齢基礎年金の年金額（平成31年度）

20歳から60歳に達するまでの40年間ですべて保険料納付済期間である場合
年額＝780,100円

* 老齢基礎年金の計算式（平成21年3月までの期間）

$$780,100 \text{円} \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料4分の1免除月数}) \times 5/6 + (\text{保険料半額免除月数}) \times 2/3 + (\text{保険料4分の3免除月数}) \times 1/2 + (\text{保険料全額免除月数}) \times 1/3}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ (昭和16年4月2日以降生まれの人の加入可能年数は、40年となります。)}}$$

* 老齢基礎年金の計算式（平成21年4月からの期間）

$$780,100 \text{円} \times \frac{(\text{保険料納付済月数}) + (\text{保険料4分の1免除月数}) \times 7/8 + (\text{保険料半額免除月数}) \times 3/4 + (\text{保険料4分の3免除月数}) \times 5/8 + (\text{保険料全額免除月数}) \times 1/2}{\text{加入可能年数} \times 12 \text{ (昭和16年4月2日以降生まれの人の加入可能年数は、40年となります。)}}$$

《老齢基礎年金受給状況》（各年度末状況/単位：人・円）

年度 \ 区分	受給権者数	受給年金
平成26	64,619	41,953,318,200
平成27	67,031	44,055,230,832
平成28	68,925	45,406,590,309
平成29	71,775	46,793,860,101
平成30	73,278	47,809,947,275

(2) 障害基礎年金

原則として国民年金加入中に、病気やケガで障害者になったとき、また 20 歳前の病気やケガによって障害者になった場合に(20 歳から)障害基礎年金が支給されます。

* 支給が受けられる要件

- ・ 初診日の前々月までに加入期間の 3 分の 2 以上の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が必要です。ただし、初診日が平成 38 年 3 月末までにある場合は、初診日の前々月までの 1 年間に未納期間がなければ支給できます。
- ・ 障害認定日に政令で定められている障害等級表の 1 級又は 2 級の障害の状態になっていること。

《障害基礎年金の年金額》(平成 30 年度)

等級	年額
1 級障害	975,125 円
2 級障害	780,100 円

また、障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている 18 歳到達年度の末日までにある子(障害者は 20 歳未満の子)があるときは、次の額が加算されます。

加算対象の子	年額(1 人につき)
1 人目・2 人目	224,500 円
3 人目以降	74,800 円

《障害基礎年金受給状況》(各年度末状況/単位：人・円)

年度	区分	受給権者数	受給金額
平成 26		3,835	3,265,723,000
平成 27		3,885	3,337,379,250
平成 28		3,977	3,411,323,300
平成 29		4,110	3,516,706,750
平成 30		4,243	3,629,289,025

(3) 遺族基礎年金

国民年金加入中の死亡、または老齢基礎年金を受ける資格期間を満たした人が死亡したときには、遺族基礎年金が支給されます。

* 支給が受けられる要件

次の要件にあてはまる人が死亡した場合に、その人によって生計を維持されていた子のある配偶者または、子(18 歳到達年度末までの子、あるいは 1 級、2 級障害のある 20 歳未満の子)に支給されます。

- ① 国民年金の被保険者であること。
- ② 国民年金の被保険者であった人で、日本国内に住所を有し、60 歳以上 65 歳未満であること。

- ③ 老齢基礎年金の受給権者であること。
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人であること。

ただし、①・②の場合、被保険者期間のうち保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が3分の2以上必要です。なお、平成38年3月31日以前に死亡した場合は、特例として死亡日の属する月の前々月までの1年間に未納期間がなければ受給できます。

《遺族基礎年金の年金額》 (平成30年度)

子の数	子のある配偶者に支給される年金額 (年額)	子のみの場合に支給される年金額 (年額)
1人のとき	1,004,600円	780,100円
2人のとき	1,229,100円	1,004,600円
3人目以降のとき	1人につき74,800円を加算	1人につき74,800円を加算

(注) 子1人あたりの年金額は、表中「年金額」の欄の額を子の数で割った額になります。

《遺族基礎年金受給状況》(各年度末状況/単位：人・円)

年度	区分	受給権者数	受給金額
平成26		472	368,101,600
平成27		483	378,409,100
平成28		492	385,419,600
平成29		466	367,751,414
平成30		485	379,987,518

(4) 第1号被保険者の独自給付

① 付加年金

付加年金は、付加保険料を納めたことがある人が、老齢基礎年金の受給権を得たときに老齢基礎年金に加算して支給されます。

付加年金の年金額は、次の式によって計算されます。

$$\cdot 200 \text{円} \times \text{付加保険料納付月数}$$

② 寡婦年金

第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間を合計して25年以上ある夫(婚姻期間が10年以上)が、老齢基礎年金などを受けずに死亡した場合、妻に60歳の翌月から65歳になるまでの間支給されます。

年金額は、夫が受けることができたはずの老齢基礎年金の額の4分の3です。

③ 死亡一時金

《死亡一時金の額》 (単位：円)

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が老齢基礎年金、障害基礎年金のいずれも受けないで死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

保険料納付済期間	金額
3年以上15年未満	120,000
15年以上20年未満	145,000
20年以上25年未満	170,000
25年以上30年未満	220,000
30年以上35年未満	270,000
35年以上	320,000

(注) 付加保険料納付期間が3年以上あるときは、8,500円が加算されます。

4 その他（旧国民年金法による給付）

(1) 老齢年金

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、保険料を納付した期間と免除した期間が、その人の生年月日に応じて一定年数以上ある人が、65 歳になったときに支給されます。

《受給状況》（各年度末状況/単位：人・円）

年度 \ 区分	受給権者数	受給金額
平成 26	1,130	567,007,900
平成 27	963	497,928,500
平成 28	806	420,817,226
平成 29	680	353,852,066
平成 30	571	297,185,238

(2) 通算老齢年金

大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、会社員、公務員、自営業などと職業がかわったような場合は、それぞれ厚生年金保険、共済組合、国民年金というように各種の公的年金制度に加入することになります。

《受給状況》（各年度末状況/単位：人・円）

年度 \ 区分	受給権者数	受給金額
平成 26	1,425	319,233,700
平成 27	1,273	291,422,300
平成 28	1,085	249,902,349
平成 29	929	216,520,821
平成 30	775	181,255,955

しかし、ひとつの年金制度で老齢（退職）年金を受ける受給資格期間を満たさなくても、各制度の加入期間を合わせて一定期間以上になれば、それぞれの制度から通算老齢（退職）年金を受けられることになっています。

(3) 障害年金

障害認定日が昭和 61 年 3 月 31 日以前である人が、一定の納付要件を満たしている場合に支給されます。

《受給状況》（各年度末状況/単位：人・円）

年度 \ 区分	受給権者数	受給金額
平成 26	67	55,448,400
平成 27	64	53,631,400
平成 28	57	47,391,075
平成 29	52	43,251,150
平成 30	47	39,159,825

(4) 老齢福祉年金

拠出制の年金が中心になっている国民年金制度は、昭和 36 年 4 月 1 日に発足しましたが、当時すでに高年齢に達していた人は、拠出年金を受けるための受給資格期間を満たすことができませんので、無拠出の老齢福祉年金が支給されます。

《受給状況》（各年度末状況/単位：人・円）

年度 \ 区分	受給権者数	受給金額
平成 26	1	395,900
平成 27	2	399,700
平成 28	1	399,700
平成 29	0	0
平成 30	0	0

* 支給を受ける要件

明治 44 年 4 月 1 日以前に生まれた人が 70 歳になったとき

5 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に未加入であったため、障害基礎年金などの受給資格のない障害者に対して、福祉的措置として特別障害給付金が支給されます。

* 支給が受けられる要件

次の要件にあてはまる障害基礎年金1・2級相当の障害に該当し、障害を原因とする年金給付を受給していない人に特別障害給付金が支給されます。

- ① 生年月日が昭和41年4月1日以前で、20歳から昭和61年3月31日までの期間に初診日があり、そのときに被用者年金制度加入者などの配偶者であった。
- ② 生年月日が昭和46年4月1日以前で、20歳から平成3年3月31日までの期間に初診日があり、そのときに任意加入対象の学生であった。

《特別障害給付金の給付額》

等級	月額
1級障害	52,150円
2級障害	41,720円

※本人の所得や老齢基礎年金などの他の公的年金の受給状況によって支給制限されます。

※経過的福祉手当との併給はできません。